

SLN No. 46 1993. 5. 17

中国のソフト著作権侵害事件 - 初めての判決 -

1. はじめに	1
2. 事案の概要と判決の内容	1
3. ソフトウェア保護条例	3
4. コメント	4

1. はじめに

中国は1991年6月1日から「中華人民共和国著作権法」を施行し、同法の規定に則って「コンピュータ・ソフトウェア保護条例」を制定し、1991年10月1日から施行している。本1993年2月23日、北京市海淀区人民法院は、この条例による初めての民事判決を出した。事案自体はデッド・コピーに近いものであって、法律論としての興味は少ないが、「社会主義的市場経済」を進める同国において「市場経済」的色彩の強い同条例が確実に動き出した記念碑的事件と言えるだろう。

以下、判決の紹介の後、保護条例のポイントを参考のため付した。(保護条例の全訳は、SLN29号に掲載済み。)

なお、本判決の写は、本年3月に行われたSOFTIC中国調査団(団長: 齊藤 博 筑波大学教授)が中国軟件登記中心を訪れた際いただいたものである。同調査団では、軟件登記中心のほか、国家版權局、国家專利局(特許庁)、國際經濟貿易促進委員會、上海計算機軟件技術開發中心などを訪問し、意見交換及び資料入手を行った。報告書を発行したので、合わせて参照されたい。

2. 事案の概要と判決の内容

2-1. 事案の概要

- (1) 原告微宏電腦軟件研究所は、1991年初めから7万余元を投資して逆アセンブラソフトの開発を始め、同年10月末完成、販売開始し、翌1992年6月15日軟件登記中心に登録した。ソフト名は「unFox 2. 1 逆アセンブラ博士V 2. 1 版」(以下「unFox」という。)である。

(2) unFoxの内容について、原告の陳述をそのまま引用しておく。

unFox 2.1 逆アセンブラソフトは、主にデータベース管理分野に応用され、今日ほとんどのデータベース管理システムはFoxBASEソフトを利用して開発されている。FoxBASEソフトを使用する際、プログラマが不注意でソフトのソース・コードを喪失する恐れや、FoxBASEソフト中のバグを排除する必要や、既存FoxBASEソフトをバージョン・アップする必要が起り得るが、その際状況に応じてunFox逆アセンブラソフトを使用することが必要である。さもなくば、多くの時間と労力を費やして再び関連プログラムを作り直すことになる。

(3) 原告の主張によれば、被告の北京中科遠望技術公司是1992年9月、北京国際展覽中心で開催された全国計算機展示交易会で、ピラを大量に配付し、逆アセンブラソフトを販売した。5元前後の生フロッピーに、プロテクトを解除したunFoxを現場で複製し、380円で販売した。

原告は、かかる行為は原告著作権の公表権、複製権、公開展示権、譲渡権、使用許諾権を侵害するとして、被告に対し、差止、謝罪広告及び損害賠償を請求する。

(4) これに対し、被告は、原告の権利を侵害したのは黒馬製品部であって被告ではないから被告は責任を負わない、と主張した。但し、被告と黒馬製品部が協力関係にあることは認め、また、黒馬製品部が販売したunFox 2本分の代金(380+340=720元)の返還には同意する。

2-2. 判決の内容

(1) 著作権登録証書により、原告がunFoxの著作権者であることが推定される。
(2) 黒馬製品部なるものが原告主張のような展示、複製、販売を行ったことは認められるが、これは被告が行ったものである。

両者の関係につき、黒馬製品部は関係機関への登記がなく、被告の住所で業務を行い、被告の営業許可証、登録印鑑、口座及び領収書を使用し、上記販売したunFox 2本分の代金は被告の口座に入れられ、領収書には被告の財務専用の印が押されていた。よって、権利侵害行為は被告の行為と見做すべきである。

(3) 技術鑑定によると、被告が販売したソフトは、unFoxとターゲット・コードの約10%は異なるが、ルーチンの名称、実行の結論、ターゲット・コードの大部分、説明文献の名称及び内容は全て同様であった。

(4) 主文はそのまま引用しておく。

一、被告北京中科遠望技術公司是、本判決の効力発生日より「unFox 2.1 逆アセンブラ博士V 2.1」コンピュータ・ソフトウェアの複製、販売を停止する。

二、被告北京中科遠望技術公司是、原告北京市海淀区微宏電腦軟件研究所に対し損害額4万6千円を賠償し、本判決の効力発生日より10日以内に支払い、支払いを遅滞した場合は、1日1万分の3の滞納金を支払う。

三、被告北京中科遠望技術公司是、本判決の効力発生日より30日以内に「中国計算機報」第1版に本院の審議内容を掲載告示し、原告北京市海淀区微宏電腦軟件研究所に対して謝罪する。

四、技術鑑定費5千元、會計監査鑑定費2千元、合計7千元は、被告北京中科遠望技術会社が負担する（判決の効力発生日後7日以内に納付）。

五、原告北京市海淀区微宏電腦軟件研究所のその他の訴訟請求は棄却する。

5231元1角6分の訴訟費用については、原告北京市海淀区微宏電腦軟件研究所が3381元1角6分を負担し（納付済み）、被告北京中科遠望技術会社が1850元を負担する（判決の効力発生日後7日以内に納付）。

本判決に不服がある場合は、判決書を受け取った日から15日以内に本院に控訴状及び副本1部を提出し、北京市中級人民法院に控訴すること。

(5) さらに、同法院は同日、中華人民共和國民法通則第134条第3款により、被告に対し、侵害ソフト1本の没収と罰金1万元を課す民事制裁決定書を出している。

3. ソフトウェア保護条例

ソフトウェア保護条例の主な特徴を整理しておく。

(1) 著作権の帰属

- ① 開発した法人又は非法人の単位、及び公民（第3条3号、4号）
- ② 委託開発……原則は受託者（第12条）
- ③ 法人著作……成立する範囲が広い（第14条）。

(2) 権利の内容

《中国—第9条》		《日本》
1. 公表権	—————	公表権 …… 著作人格権
2. 開発者人格権	—————	氏名表示権 ……
3. 使用権	—————	著作（財産）権
複製	—————	複製権
展示	—————	（プログラムにはない）
発行	—————	（日本著作権法第113条1項2号）
修改	—————	二次的著作物を作成する権利
翻訳	—————	
注釈	—————	
4. 使用許諾権	—————	（債権的権利）
報酬受領権	—————	
5. 譲渡権	—————	（準物権ないし債権的権利）
（上記3、4の譲渡）		

上記の日本法との対比は、法文の文理的比較のみに基づき、かつ、あくまで参考として付したに過ぎないので、利用にあたっては各人の自己責任で検討されたい。

(3) 使用許諾（第18条）、使用権又は使用許諾権の譲渡（第19条）は、書面による契約でなされなければならない。

また、外国人への許諾や譲渡は、国务院の関係主管部門の許可と登録管理機関への届出を要する（第28条）。

(4) 保護期間……25年。さらに25年間の延長ができる（第15条）。

(5) 登録……訴訟提起の前提、かつ、一応の証明。但し、ベルヌ加盟国については不要。

(6) 権利を制限する規定

①複製物の合法的所有者のバックアップ等（第21条）—— 日本法第47条の2 参照

②解法等の不保護（第7条）—— 日本法第10条3項参照

③科学的な研究など非商業目的による少量複製（第22条）

④国の技術標準の達成の必要性等（第31条）

4. コメント

今回の訪中調査でお会いした中国の関係機関は、皆研究熱心で、米国の最新判例や日本のシステムサイエンス事件、さらには最近のIBM対京セラ事件の訴状まで丹念に研究されている方がいたのには驚かされた。一方、立法関係者によれば、一般社会の財産権保護に対する意識は充分とは言えず、ソフトウェアのコピー問題も生じているという。中国は現在、知的財産権関連の法整備を精力的に進めているが、その理論が一般に浸透するにはもう少し時間が必要ではとの印象を受けた。

SOFTICでは、この度の訪中の成果を単なる文書報告にとどめず、今回できた人的交流を継続発展させ、関連情報の交換、普及を通じ両国間の知的財産権法秩序の形成発展に努めたいと願っている。皆様の一層のご理解、ご協力を賜ようお願いしたい。

(了)